

地方税申告もネットが便利！

自宅で、オフィスで、
らくらく申告！

(複数の申告も、ネットなら一括処理！！)

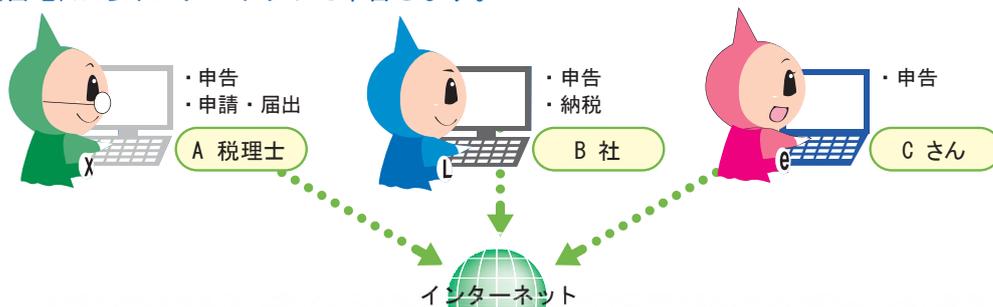


地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

地方税の申告や納税を窓口に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。

eLTAXの概要

1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンターで受付します。



3. 各地方公共団体へ配信されます。



大法人について、電子申告が義務化されます！！

■ 利用時間

8:30 ~ 24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

■ 平成30年度 eLTAX 休日運用日

- ・平成30年8月25日(土)、26日(日)
- ・平成30年11月23日(金)、24日(土)、25日(日)
- ・平成31年1月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)
- ・平成31年2月23日(土)、24日(日)

eLTAXのご利用は **無料** です！

eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

eLTAXで申告するメリット

◎手続きが自宅やオフィスでできる！

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

◎複数の申告も一括で処理できる！

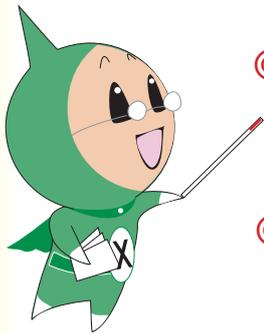
利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンターが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

◎申告書がラクラク作成できる！

様々な申告書の作成支援が受けられます。

◎給与支払報告書・源泉徴収票を一括で提出できる！

国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。



eLTAXで利用できるサービス

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出手続きや納付手続きがeLTAXから行えます。

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子納税

- 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。
- ※固定資産税(償却資産)を除く。

3 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

大法人の電子的提出の義務化について



平成30年度税制改正により、大法人(事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税(都道府県民税、市町村民税)・法人事業税の申告は、電子的な提出(eLTAX)が義務化されました。

※平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用

利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

▶ 03-5500-7010 (上記の電話番号でつながらない場合)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。 ▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

